○大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

資料５

平成二十七年十一月二日

大阪府条例第八十五号

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を公布する。

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

（趣旨）

第一条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、法第二条第十項に規定する個人番号利用事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号利用事務）

第二条　法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の中欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

附　則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 機関 | 事務 |
| 一 | 知事 | 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（私立のもの及び公立大学法人大阪府立大学の設置するものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの |
| 二 | 知事 | 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの |
| 三 | 教育委員会 | 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの |
| 四 | 教育委員会 | 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（国立及び公立（公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。）のものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの |